



平成24年7月3日

各 位

会社名 株式会社 タダノ
コード番号 6395
お問合せ先 執行役員企画管理部部長
橋倉 荘六
T E L (087) 839-5600

内部統制報告書に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項にもとづき、平成24年6月25日、関東財務局に提出いたしました内部統制報告書において、下記のとおり平成24年3月期における財務報告に係る内部統制が有効でなかった旨、報告しておりますので、お知らせいたします。

記

当社の連結子会社であるタダノ・アメリカCorp. の取締役副社長（現地採用、平成24年5月21日付解任）が、その職位を利用して、私的流用を目的に同社の資金を横領するという不正行為が、平成24年5月に判明し、当社はただちに社内調査委員会（委員長：取締役執行役員専務 鈴木 正）を設置し、不正調査専門の現地法律事務所を起用して社内調査を進めてまいりました。

これは、同社の全社的な内部統制において、職務分掌の運用上の問題（専門的業務執行への牽制体制）及びコンプライアンスの徹底が十分でなかったことに加え、当社のグループ各社に対するモニタリング機能が不足していたことにより発生したものと認識しております。

上記事実は当連結会計年度末日後に判明したため、当該開示すべき重要な不備を当連結会計年度末日までに是正することができませんでした。

なお、全社的な内部統制に開示すべき重要な不備が存在していたタダノ・アメリカCorp. の取締役副社長に関連する全取引について調査を行った結果、当該不正行為によって生じるタダノ・アメリカCorp. の損害額は最大で約900万ドルと推定されますが、当連結会計年度以前に支出した約313万ドル（249百万円）については既に費用処理されており、元副社長に対する損害回復と債務保全によって回収される金額があるため最終的な不正による損害額については現時点で不明ですが、連結財務諸表への影響は限定的と判断しております。

当社は、内部統制の整備及び運用の重要性は強く認識しており、この財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備の再発防止を図るため、以下の再発防止策を推進し、翌連結会計年度以降の内部統制の整備・運用を強化し、適切な財務報告の信頼性を確保する方針であります。

（再発防止策）

- (1) 海外子会社における管理体制の見直しによる牽制機能の強化
- (2) 海外子会社における法令順守並びにコンプライアンス意識の徹底
- (3) 当社における海外子会社に対するモニタリング機能の強化

なお、当社及び国内子会社においても、上記観点により内部統制の再徹底を図ってまいります。

以 上